

# 医療保険の訪問看護の対象者

宿題資料1

11月11日

診 - 4

参考資料P4より

居宅において継続して療養を受ける状態にあり通院困難な患者

回数制限のある対象者 (週3日以内)	(40歳未満の者) !(40歳以上の要支援者・要介護者でない者)
-----------------------	-------------------------------------

回数制限のない対象者(週4日以上)

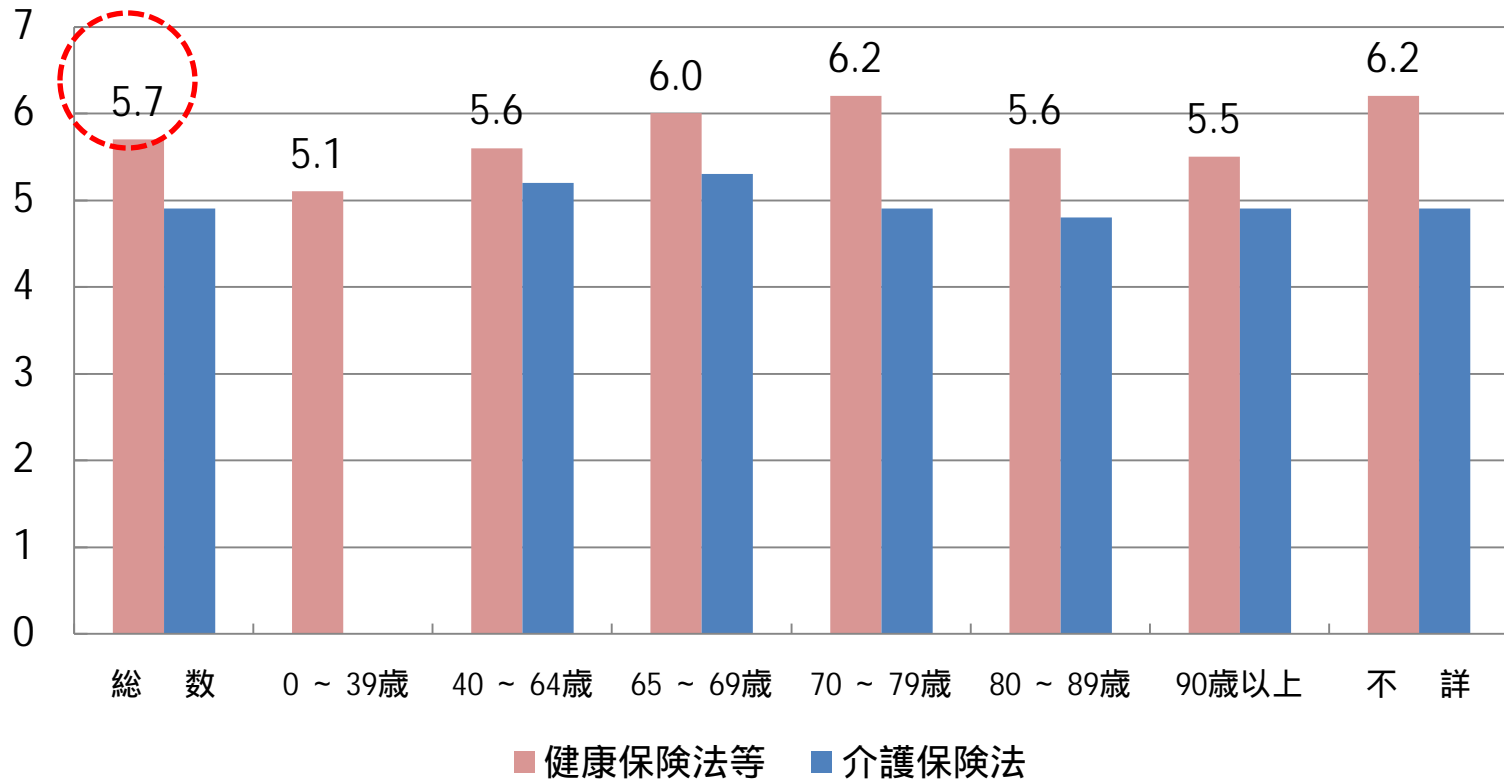
厚生労働大臣が定める疾病等の患者	末期の悪性腫瘍
	多発性硬化症
	重症筋無力症
	スモン
	筋萎縮性側索硬化症
	脊髄小脳変性症
	ハンチントン病
	進行性筋ジストロフィー症
	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度が 度又は 度のものに限る。))
	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
	プリオン病
	亜急性硬化性全脳炎
	後天性免疫不全症候群
頸髄損傷	
人工呼吸器を装着している患者	

病状の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要であると医師が認めた者 (14日間を限度とし、月1回まで)

厚生労働大臣が定める以下の状態にある者は月2回まで

- ・気管カニューレを使用している
- ・真皮を越える褥瘡の状態にある

## 訪問看護ステーションの 利用者1人あたりの1ヶ月の平均訪問回数



「健康保険法等」の利用者は、介護保険法の支払いがなく、老人保健法及びそれ以外の政府管掌健康保険等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者であり、以下「医療保険」とする。

医療保険の訪問看護のほうがいずれの年齢区分においても訪問回数が多い。